

9月23日以降の対応について

○9月23日以降の基本的な活動レベル 【1】

○活動指針

業務項目	レベル	活動状態
教育活動	1	・感染症対策を徹底した上で面接授業とオンライン授業を併用
研究活動	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり
教職員の出勤形態	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおりとするが、職務命令権者の判断により、感染症対策として在宅勤務を取り入れることを可とする。
会議	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり ・状況に応じてオンラインによる会議・打合せを推奨 ・会議・打合せについては、テレビ会議やZoom等のオンライン開催により、ひとつの会議室等に密集することのないように注意する。また、やむを得ず複数が同じ会議室等で会議・打合せを行うときはマスクを着用する。 ・秘匿性の高い情報を扱う場合については、原則、対面会議とする。
学生の登校制限	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり
課外活動	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり
学生支援	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり
行事等の実施・学内施設の外部への開放等	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり ・屋内は収容率50%以内とする。 ・屋外は十分な間隔(できれば2m)を空ける。
出張・移動	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり
出張・移動等(外国) 外国への派遣		新型コロナウイルス感染症(COVID-19)における山形大学の活動指針の「10. 出張・移動等(外国)」及び「11. 外国への派遣」に基づき、対象国・地域ごとに判断する。
外国からの受入れ		出入国在留管理庁により、国内への入国が許可された者については、国内において14日間の健康管理期間を設けた上で、当該期間中に体調の異常がなければ大学への入構を認める。